

(別表1)基本利用料金、延長利用料金、繰上利用料金

1 基本使用料

施設名	使用区分					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
	午前9時から午後0時	午後1時から午後5時	午後6時から午後10時	午前9時から午後5時	午後1時から午後10時	午前9時から午後10時
A研修室	2,360	3,180	3,180	5,550	6,370	8,740
B研修室	1,230	1,640	1,640	2,880	3,290	4,520
C研修室	410	510	510	920	1,020	1,440
A会議室	300	410	410	720	820	1,130
B会議室	300	410	410	720	820	1,130
C会議室	510	720	720	1,230	1,440	1,950
D会議室	510	720	720	1,230	1,440	1,950
練習室	1,230	1,640	1,640	2,880	3,290	4,520
和室	610	820	820	1,440	1,640	2,260

2 繰上利用料金

使用時間の繰上げの承認を受けて使用する場合は当該繰上げに係る利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、使用の承認を受けた使用区分（午後及び夜間にあつてはそれぞれの使用区分、昼夜にあつては午後の使用区分）に係る基本利用料金の額の10分の3に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 延長利用料金

使用時間の延長の承認を受けて使用する場合は当該延長に係る利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、使用の承認を受けた使用区分（午前及び午後にあつてはそれぞれの使用区分、昼間にあつては午後の使用区分）に係る基本利用料金の額の10分の3に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。